

## 役員等報酬基準に関する規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人あけぼの保育園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び委員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2)委員とは、評議員選任解任委員をいう。
- (3)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。
- (5)会議とは、理事会及び評議員会、評議員選任解任委員会をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 定款第8条及び第21条に定める役員等及び委員の報酬は、当分の間は無報酬とする。

### (費用)

第4条 役員等及び委員がこの法人所有の園内または金沢市内で開催の会議に参加する場合、一日につき2,000円の交通費を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び委員に対しては、会議出席時の費用は支給しない。

- 2 前項以外での開催の会議については、別途理事長が理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けて決定する。

### (補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。